

建設工事等の電子入札対象案件の拡大について

1 目的

本町においては、令和3年4月から新型コロナウイルス感染拡大防止及び入札に関する事務手続きの効率化等を目的に、従来紙で行っていた入札手続について、インターネットを利用した電子入札の導入を図りました。

対象案件は工事部門の土木一式、舗装、電気、水道施設工事、電気通信工事、建築一式工事、とび土工コンクリート工事、防水工事、解体工事及び建設コンサルタント業務委託（測量、土木設計、建築設計、物件調査等）を対象に実施して参りましたが、その他の案件については、郵便入札により実施しております。

そこで、今後もさらなる事務手続きの効率化等を図るため、令和6年4月から指名競争入札に付する建設工事及び建設コンサルタント関連業務委託について電子入札の対象案件を拡大することとしました。

つきましては、関係事業者の皆様におかれましては、ご理解ご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

2 拡大する対象案件

- ・建設業法における建設工事のすべて
- ・建設コンサルタント関係のすべて

3 実施時期

令和6年4月1日以降に「指名通知」する案件から実施

4 準備作業

電子入札システムを利用する際には、電子入札コアシステムに対応した認証局の認証サービスを受けること、認証局からICカード等の購入が必要です。ICカード等の購入後、広川町電子入札への利用者登録をしていただく必要があります。

すでに他の自治体等で電子入札を実施している事業者の場合は、新たなICカード等は不要ですが、広川町電子入札への利用者登録をしていただく必要があります。詳しくは、広川町ホームページに掲載していますマニュアル等をご確認ください。

※広川町ホームページ

https://www.town.hirokawa.fukuoka.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/2463.html

5 上記に関する問い合わせ先

広川町役場税務会計課会計係
電話 0943-32-1951